

## **岐阜県中濃総合庁舎及び郡上総合庁舎 構内電話交換設備及び付属設備保守点検業務に関する一般競争入札公告**

「岐阜県中濃総合庁舎及び郡上総合庁舎 構内電話交換設備及び付属設備保守点検業務」について一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和5年3月2日

岐阜県中濃県事務所長 林 裕久

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 委託業務の名称

岐阜県中濃総合庁舎及び郡上総合庁舎 構内電話交換設備及び付属設備保守点検業務

#### (2) 委託業務の内容

入札説明書による。

#### (3) 委託業務期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号に基づく長期継続契約であり、翌年度以降歳出予算の減額又は削除があった時は契約を解除することがある。

### 2 入札参加者の資格に関する事項

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外一建物関連の委託業務）に登載されている者であること。

#### (3) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

#### (4) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する設置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けいないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

#### (5) 岐阜県内に本店がある事業者又は岐阜県内に支店、事業所等がある事業者であること。

### 3 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

〒501-4292 岐阜県郡上市八幡町初音1727-2

岐阜県中濃県事務所 郡上市駐在 管理調整係

電話：0575-67-1111（内線402）

FAX：0575-65-6440

E-mail：c20505@pref.gifu.lg.jp

#### (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和5年3月2日（木）から令和5年3月13日（月）までの毎日（県の

機関の休日を除く。) 午前9時から午後5時まで  
イ 交付場所 3の(1)に同じ  
電子メールによる交付を希望する場合は上記3の(1)まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。  
イ 提出期限：令和5年3月13日（月）午後5時 必着  
期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。  
ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和5年3月20日（月）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時：令和5年3月24日（金） 午前10時00分  
イ 場 所：岐阜県美濃市生櫛1612-2 岐阜県中濃総合庁舎 1北会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格で、最低（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格以上のうちの最低）の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

○最低制限価格 有

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

入札者が最低制限価格を下回る入札をした場合、当該入札を無効とし、再度入札には参加できないこととする。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

#### オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときはこれを中止する。また、岐阜県議会において当該契約に係る予算議案が可決されなかつた場合は、入札の執行を取りやめることがある。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

#### カ 落札の無効

落札者は、令和5年4月1日付けで契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

### 4 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 郵便又は電信による入札は、認めない。

#### (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

#### (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

#### (6) 落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。

また、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を同期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。

#### (7) 詳細は、入札説明書による。